

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 電磁応用研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山五丁目 1 番 1 0 号 南青山第一マンションズ 808 号室に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、電磁気学、並びにこれを基盤とする学術研究を行い、その進展、応用、国際的標準化を図り、あわせて関連する助成を行い、もって産業の進展、文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 電磁現象並びに電子情報工学に関する基礎研究
- (2) 情報化差別の解消、高齢化社会への適応に資する、前号の応用に関する調査研究並びに標準化技術の研究
- (3) 高度情報化の進展に寄与する、デジタル技術、ブロードバンド伝送技術等、各種技術への 1 号の応用に関する調査研究並びに標準化技術の研究
- (4) 文化、芸術、教育、並びに厚生、医療等への 1 号の応用に関する調査研究、並びに標準化技術の研究
- (5) 前記各号に必要な若手研究員の人材育成と国際間の交流
- (6) 優秀研究者の表彰、奨励金の供与、貸与
- (7) 前記各号の達成のための研究会の組織並びに運営
- (8) 研究成果の普及啓蒙活動
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立資金 金 10 万円
- (2) 政府助成金及び補助金
- (3) 研究受託費
- (4) 有志の寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業収入及び特許発明実施許諾に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条1号の設立資金
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て預金などの確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員、評議員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内 (うち、理事長1名及び常務理事1名)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 この法人の役員任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 22 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第 23 条 この法人には、評議員若干名を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

## 第 5 章 顧問、参与及び賛助員

第 25 条 この法人に顧問、参与及び賛助員を置く事が出来る。

第 26 条 顧問及び参与は理事会で選出し、理事長が任命する。

第 27 条 賛助員はこの法人の事業を賛助する者の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

## 第 6 章 研究員

第 28 条 第 5 条の各項を推進するプロジェクトテーマを設定し、担当する者を研究員と称する。

2 研究員にプロジェクトリーダー、主任研究員、又は担当研究員等の肩書きを与える事が出来る。

3 研究員は当該専門分野の大学院に在籍する事が出来る。

第 29 条 研究員は次の各号の一つを満たす者の中から理事会で選出し、理事長が任命する。

(1) 役員、評議員である者

(2) 大学学部卒業以上の者で、当該研究を遂行する能力があると認められる者

## 第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 30 条 この法人の事務の処理、および研究補助のため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、専任又は嘱託とする。

3 職員は、理事長が任免する。

4 職員は、有給とし、就業規則を別に定める。

## 第 8 章 会 議

(理事会の召集等)

第 31 条 理事会は、毎年 2 回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から 30 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 32 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければならない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 33 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 第 32 条前及び第 33 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第 34 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席

者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 9 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 35 条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 36 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

## 第 10 章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 37 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 38 条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この寄付行為は、文部大臣の設立許可があった日（昭和 19 年 3 月 30 日）から施行する。
- 2 この寄付行為の変更は次のとおりである。  
昭和 20 年 12 月 13 日 一部変更 文部大臣認可  
昭和 56 年 12 月 23 日 一部変更 文部大臣認可  
平成 17 年 3 月 18 日 理事会変更案審議  
平成 20 年 3 月 6 日 文部大臣（渡海紀三郎）に申請